

北海道科学大学動物実験規程

(目的)

第1条 現代生命科学の教育・研究活動に動物実験は必要不可欠である。動物実験を支えるのは実験動物であり、その選択・飼育・処置が科学的かつ倫理的に、更に動物福祉の観点からも適正に行われることが、信頼性の高い実験成果を得るためには不可欠である。

この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）」（以下「動物愛護管理法」という。）による「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成25年環境省告示84号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月1日告示）」（以下「基本指針」という。）並びに、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日通知）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、学長の責任主体のもと北海道科学大学（以下「本学」という。）における動物実験の実施方法について定めるものである。

(趣旨及び基本原則)

第2条 この規程は、本学における動物実験が科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から動物実験を適正に行うために必要な事項を定める。

- 2 動物実験の実施については、「動物愛護管理法」、「飼養保管基準」、「基本指針」、「ガイドライン」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 3 動物実験の実施に当たっては、動物愛護管理法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくする事等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう）の3R (Replacement、Reduction、Refinement) に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育、試験研究、生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 施設等 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管、又は動物実験等を行う飼養保管施設及び動物実験を行う動物実験室をいう。
- (3) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (4) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (5) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。

- (6) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (7) 管理者 実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (8) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する高度な知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (9) 飼養者 実験動物管理者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (10) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (11) 指針等 基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類の生体を用いるすべての動物実験等に適用する。

- 2 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においても、この規程の趣旨に沿って行うよう努める。
- 3 動物実験等を別の機関に委託等する場合や別機関にて共同で行う場合等には、委託先においても、基本指針や飼養保管基準等に基づき、適正に動物実験等が実施されることを確認する。
(学長の責務及び動物実験委員会)

第5条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養保管及び保管を最終的な責任者として統轄する。

- 2 学長は、この規程の策定、動物実験計画の審査、実施状況及び結果の把握、施設等の調査、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関する諮問・助言組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 3 委員会の構成及び運営に関しては、別に定める。

(動物実験計画)

第6条 動物実験責任者は、動物実験等によって得られる知見の科学的合理性の確保、並びに動物愛護の観点から次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、別途定める動物実験計画書により学長の承認を受けること。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること。
 - (2) 代替法の利用を考慮して、実験動物を適切に使用すること。
 - (3) 動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮し、実験動物の使用数削減に配慮すること。
 - (4) 実験動物の苦痛の軽減に配慮して、動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等を行う場合、人道的エンドポイントの設定を検討すること。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を変更する場合には、別途定める動物実験計画変更承認申請書により学長に申請し、その承認を受けなければならない。
 - 3 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書又は動物実験計画変更承認申請書の提出を受けたときは、委員会に審議を付託するものとする。
 - 4 委員会は、学長の付託があったときは、当該動物実験等に係る計画が、関係法令等及びこの規程に定める要件を満たしているか否かについて審議を行い、その結果を学長に報告するものとする。

- 5 委員会は、審議の過程において、必要に応じ、動物実験責任者に対し助言を与え、又は申請内容を修正させる等必要な措置を講ずることができるものとする。
- 6 学長は、第4項の報告を受けたときは、第1項及び第2項の申請について承認するか否かの決定を行い、速やかに動物実験責任者に通知するものとする。
- 7 動物実験責任者は前項の承認を受けたときには、動物実験等を実施する施設等の管理者に報告するものとする。
- 8 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を受けた後でなければ、実験を行うことができない。
- 9 動物実験責任者は、動物実験計画を終了又は中止した場合には、動物実験終了報告書により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

(実験操作)

第7条 動物実験実施者は、動物実験等の実施にあたって、飼養保管基準や指針等に従うとともに、以下の事項を遵守すること。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項を遵守すること。
- (3) 人への危害防止上、安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び別に定める規程等に従い、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (4) 動物実験実施者は、実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努め、侵襲性の大きい外科的手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

(飼養保管施設の設置)

第8条 飼養保管施設を設置する場合には、管理者は別途定める飼養保管施設設置承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

(飼養保管施設の要件)

第9条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物種に応じた飼育設備、衛生設備及び逸走防止のための設備又は構造を有すること。
- (2) 飼育施設の周辺環境及び居住者等に悪影響を及ぼさないよう、臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること。
- (3) 実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物管理者が置かれていること。

(動物実験室の設置)

第10条 飼養保管施設以外において、実験動物に実験操作等を行う実験室を設置する場合には、動物実験室を管理する動物実験責任者は、別途定める動物実験室設置承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

(動物実験室の要件)

第11条 動物実験室は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 臭気、騒音、廃棄物の扱い等に配慮がなされていること。

(施設等の維持管理)

第12条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験の遂行に必要な施設等の維持に努めること。

2 管理者は、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図り、施設及び施設周辺の生活環境の保全に努めること。

(施設等の廃止)

第13条 施設等の廃止にあたり、別途定める施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届を学長に提出すること。

2 管理者は、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の施設に譲り渡すよう努めること。

(標準操作手順の作成と周知)

第14条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のための標準的な操作手順を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知すること。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第15条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(実験動物の導入)

第16条 管理者等は、実験動物の導入にあたり、法令や指針等に基づき適正に管理されている施設より導入するよう努めること。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入にあたり、適切な検疫、隔離飼育等を行うこと。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への馴化・順応を図るための必要な措置を講じること。

(給餌・給水)

第17条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

(健康管理)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、必要な健康管理を行うこと。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合には、適切な治療等を行うこと。

(異種又は複数の動物の飼育)

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

(記録の保存及び報告)

第20条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。

2 管理者等は、前年度に飼養保管した実験動物の種類及び使用数を記載した別途定める飼養保管状況報告書を学長に提出しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第21条 管理者等は、実験動物の譲渡にあたり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(輸送)

第22条 管理者等は、実験動物の輸送にあたり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

(危害防止)

第23条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

2 管理者は、人に危害を加える恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合は、速やかに関係機関へ連絡すること。

3 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を迅速に講じること。

4 管理者は、実験動物の飼養及び動物実験等の実施に関係しない者が実験動物等に接触しないように、必要な措置を講じること。

(廃棄物の処理)

第24条 実験動物の飼養や動物実験等により発生した動物死体や実験廃棄物は、関係法令に従い処理すること。

(緊急時の対応)

第25条 管理者は、地震、火災等の緊急時に講ずる措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知をすること。

2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護及び実験動物の逸走による危害防止に努めること。

(教育訓練)

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。

(1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等

(2) 動物実験等の方法に関する基本的事項

(3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項

(4) 安全確保及び安全管理に関する事項

(5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項

2 実験動物管理者は、関係省庁や学術団体等が開催する関係会議への出席、シンポジウムやセミナー等の受講をもって教育訓練に代えることができる。

3 委員会は、教育訓練の実施日、実施内容、講師及び受講者名を記録し、5年間保存しなければならない。

(自己点検、評価及び検証)

第27条 学長は、基本指針への適合性に関し、委員会に自己点検及び評価を行わせること。

2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、動物実験実施者、動物実験責任者、管理者、実験動物管理者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、定期的に学外の者による検証を受けるよう努めること。

(情報公開)

第28条 本学における、動物実験等に関する情報(動物実験規程、実験動物の飼養保管状況、自己

点検・評価の結果、外部検証の結果等)を毎年1回程度、年報等の印刷物やホームページ等で公表すること。

(準用)

第29条 第3条第8号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第30条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物(一般に産業用家畜とみなされる動物種に限る。)の飼養又は保管及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、この規程を適用しない。

(雑則)

第31条 この規程に定めるもののほか、動物実験等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

(規程の改廃)

第32条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

付 則

- 1 この規程は、平成28年2月1日より施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日より施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日より施行する。